株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。
一～六　（略）
七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定を受けている会社
八・九　（略）
8～19　（略）

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第九十五条**　（略） 2～4　（略） 5　法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 一～六　（略） 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定を受けている会社 八・九　（略） 6～13　（略）	（専門子会社の業務等） **第九十五条**　（略） 2～4　（略） 5　法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 一～六　（略） 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定を受けている会社 八・九　（略） 6～13　（略）

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

○内閣府・経済産業省令第七号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和三年政令第二百十九号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
経済産業大臣　梶山　弘志

株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。
一～六　（略）
七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定を受けている会社
八・九　（略）
8～19　（略）

中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定経営革新等支援機関） **第二条**　［略］ 2・3　［略］ 4　第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域（財務事務所の管轄する区域を除く。）にあっては福岡財務支局長とし、財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄する区域にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第十五条第二項の規定により金融庁長官が指定するものが提出する申請書については、この限りでない。	（認定経営革新等支援機関） **第二条**　［略］ 2・3　［略］ 4　第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域（財務事務所の管轄する区域を除く。）にあっては福岡財務支局長とし、財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄する区域にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第十六条第二項の規定により金融庁長官が指定するものが提出する申請書については、この限りでない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

○内閣府・経済産業省令第八号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十四条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
経済産業大臣　梶山　弘志

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令（平成十四年内閣府・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令（平成十四年内閣府・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「「経営革新の内容及び既存事業との相違点」欄」を「「経営革新の実施に係る内容」欄」に改め、同様式別表1を次のように改める。